

を結ばせていることがある。それは新たな問題だ。

石井 そういう部分があるにしても、現実問題として、残債務承継という問題は50年以前からもあったし、残債務承継ということで実際問題として解決してきた問題が、それではすまぬことになって現実に大問題がおこっているわけではない。利用増進の小作地の場合にむしろ問題なのは、事業による大きな土地改良ではなく、もっと小さい客土などを小作人が自力でやった場合、3年で出ていってくれといったときなどに、そういう小作人がやった小さな土地改良の効果が、地主にもっていかれてしまって投資が回収されないという形で、小さな不満があちこちにでてきているという問題だと思う。国がやった事業をめぐって、そういった問題についての大きな争いが起こっているわけではない。私はそういう事実をふまえて有益費問題を考えないと、話はおっぱら観念的になっていってしまうと思う。

梶井 現実的な処理のしかたというのは、いろんな形でやっているだろうけれども、しかしそれに対して、いったいどういう答を一般的に用意しておくかというような問題として、この研究会はスタートしているわけだ。起こりうる事態に対して、どういう答えをわれわれとしてはもっていくか、という意味での研究会であったと私は理解している。その点でいえば、観念的といわれるとまさに観念的だ。現実的な処理をいろんな形でやっているから、それに任しておけばいいという問題では、どうもなさそうであるということできている。

(12) 増価額と補助金(続)

羽多 59条のいう増価額は、公費を含む概念なのかどうか、それを……。

稲本 それがよくわからないが、一つ議論を進めるためには、公費は私的な財産の増価をもたらさないというようにかりに考えて、それでどこまで議論できるかということ、やってきたように思う。

梶井 公費を除くこととするかどうかというのは、ここで議論しても、なかなか解釈上難しい。

羽多 59条の解釈は難しいとしても、公費の問題をまったく議論しないで、この問題は解決できるのか。

梶井 この計算式には入れてない。公費プラス私的投資で増価が現実に出てくるのはたしかだけれども、増価があるという現実と、それに対して、有益費として処理すべき範囲は、公的投資分は除いて考えますよ、ということをやっている。

羽多 除いて考えるということは、結局どっちへいくのか……。

島本 要するに、土地に帰属するという形になる。

中江 経済原論的にいうと、それだけ米価は下がっている。

梶井 差額地代が全体として小さくなってね。

石井 いや、そうではなく、土地改良事業は差額地代を大きくしてきたのではないか。

田代 いや、現実が発生しているとすれば、まるまる100万円ぶっかけてないから、下がるわけだ。

石井 それはそうだ。だけど、米価は限界地で決まるとすれば、改良の効果は差額地代に転嫁しちゃうわけだから……。

梶井 優等地なり、あるいは中等地を優等地化していったら、限界地を切り捨てていけば、米価は下がる。

中江 結局ここでは、国なり県の補助金は回収を放棄している、という頭で割り切っている。

島本 それと、土地改良事業の100の投資に対して農業経営を通じて100の増価があるというように、必ずしも実現されてはいない。それだからこそ補助金制度が仕組みられているのであって、全部回収されうるとすると、補助金なんかいらんじゃないかということになる。だからたしかに土地所有に帰属するんだけど、それは現実として、そんなに効果は出てこないというように割り切らざるを得ない。事実はそうだし、またそうしなければ、土地改良投資なんかできはしない。

石井 補助金が出るということ自体が、島本さんのいうようなことを前提にして

いるのでしょう。

玉井 そもそも増価額なるものはむしろ小さいのだという直感を農民はもっていると思う。新潟の例のように、小作料が上がっただけではとても地主は損だから、年々賦課される工事費の全部または一部を、とにかく小作人にかぶせようとしている。小作料が上がったことで、自己負担分がうまく回収していけるというふうには感じていないだろう。小作人に少しでも背負わせないと、どうも自分は損すると思っているのではないか。

そういう意味で、公費部分にわたるような増価があると、農民がはたして現状で感じているのかどうか疑問がある。最近の土地改良を考えると、だんだん各種の改良が積み重なってきていて、現実には、増収効果というのはむしろ少なくて、生産費が若干でも下がることによる増加収益が中心になってきている。

田代 だから、ここに農業純収益率と書いてあるけれども、これは受益者負担25%だとすると、ほんとうの農業純収益は、 $3\% \times \frac{1}{4} = 0.75\%$ ぐらいしか上がっていない。

石井 一昨年、岡山へいった時の例では、半分荒廃しかかったようなところを、利用増進で借りて、そこを土地改良しようということになった。そこで地主参加を求めると、「べつに小作料を上げてくれるわけでもないんだろう、だったらおまえが負担してやれよ」ということで、小作人が負担することになった。小作人は耕作を継続するために、自分の利益のために、そして自分が負担しなければ、地主が改良にうんといってくれないからやるわけだ。使っている間は土地改良費は小作人が負担する、自分としては増収があるからやるが、出るときは、地主が残債務をもつてくれればそれでいいという感覚でやる。

小作人の負担によつて自作する意思のない人の荒廃地をいわば復元したのだから退去するということは先ず起こりえないのだけれども、いつでも返す約束だし、地主の土地なのだから地主に出してくれというようなことをいったら、小作人は借りられないから、そんなことをいう気はない。そのところで費用の大部分を国や県

が出してくれる。自分としては、僅かの負担で経営耕地を拡張され収益もふえる。それで十分だと思っている。そういう意味で負担しかねる部分を公費が埋めてくれるから、多少負担があっても借人はそれでいいというふうに考えるわけだ。

(13) 増価額と投資額との関係

梶井 その辺は、有益費算定の問題に入る以前の問題になるけれども、きょう中江さんからご説明いただいた案について、もう少しご意見をうかがいたい。とくに従来からの議論でいうと、増価をどう理解するかということについて、増価について地価の増加部分でやるのは現実には難しくてうまくない。これはやめて、増価の把握を、残存投資額という形でつかまえようということで議論をしてきた。今回の増価の把握のしかたは、最低限これだけの増価を、投資者は期待しているはずだというのを増価額とおこうという理解だと思う。増価額の理解のしかたは、こういうことでやっていいかどうか、いちばん問題点はその辺のところだと思う。

これは減価償却の回収額、プラス最低限3%なり5%なりの金利相当分についての純収益の増加はありうるはずだ、それが期待できなければ、そもそも賃借人が投資することはありえないであろう。この辺が最低限の増価額であるという理解で、その年金現価還元額を把握しようということだと思う。

増価をそういう形で把握するという考え方について、ご意見を出していただきたい。これはある意味でいえば、最低限期待される増価額である、有益費の最低額は、少なくともこれでおさえられるはずだということになるろうかと思う。あと計算方式なりなんりの問題については、例えばいまの3%なり5%の金利のおさえ方など若干こまかな問題になって、これにもいろいろご意見があるかもしれないが、まず増価額の中身を、そういうふうに理解しようという考え方についてはどうか。

田代 質問だけれども、3の(2)で、増価額は、小作料の圃場整備前と後の差額でとらえられるという。このことと農業純収益率との関係、とくにさきほどのように、圃場整備をやることによって、農業委員会が旧標準小作料を新小作料に変えて、一